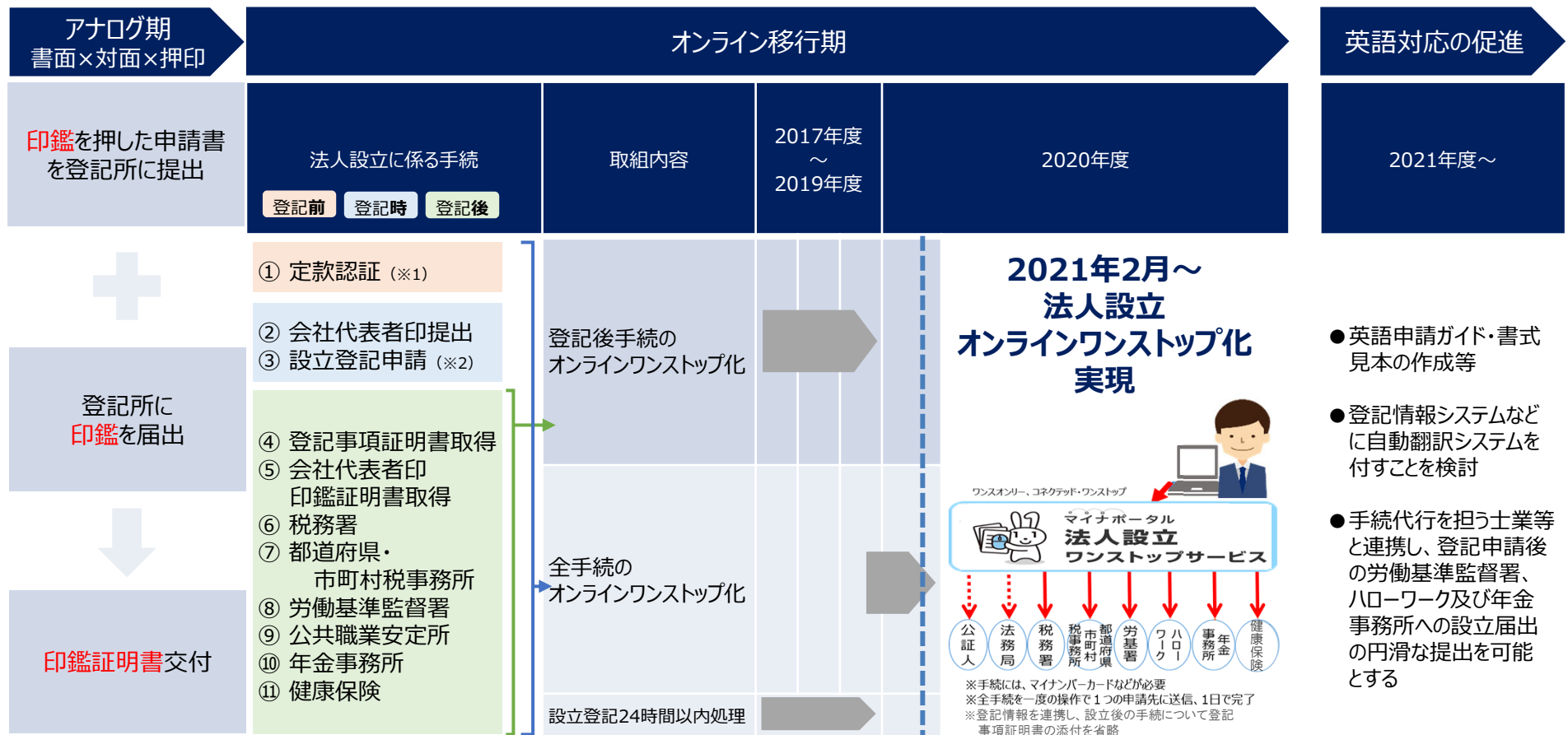


法人設立に係る手続き等について

- ◎2017年6月の成長戦略に位置付けて以降、取組が本格化。
2021年2月、法人設立における全手続がオンライン化・ワンストップ化。
 審査の優先処理や電子化を進め、手続きに係る**所要時間を大幅に短縮**（7日→24時間以内）。
- ◎**英語対応サービスの充実**により外国人にとっての利便性向上を推進。



※1 2019年3月にテレビ電話による定款認証の導入
 ※2 2019年12月に商業登記法改正により設立登記における印鑑届出の任意化。2021年2月施行。
 設立登記申請時において、従来通り印鑑の届出も可としつつ、申請人の判断により、商業登記電子証明書に関する届出を行う場合は、印鑑の届出は必須としないこととする。
 また、会社設立後は、印鑑証明書又は商業登記電子証明書によって、会社代表者の本人確認を行う。